

## 家庭医療専攻医の登録に関する届出・申請一覧

○ 関係する規則を必ず参照してください。

- ・ 一般社団法人日本プライマリ・ケア連合学会専門医・認定医認定制度要綱 第11条～第16条
- ・ 家庭医療専攻医の登録に関する細則

○ いずれもプログラム責任者が作成・提出するものです。届出書・申請書の書式や提出方法は学会のウェブサイトに掲載しています。

| 種類     | 説明  | 届出・申請の時期                       | 提出書類   | 審査の有無 | 備考   |
|--------|---|--------------------------------|--|-------|--|
| 開始     | 認定プログラムでの後期研修を始めることです。  | 後期研修開始後1ヶ月以内                   | 平成16年以降の医籍登録者は後期研修開始届出書と臨床研修修了登録証または臨床研修修了証の写し | 届出のみ  |  |
|        |   |                                | 平成16年より前の医籍登録者は後期研修開始届出書と研修経歴書                 | 審査あり  | 細則第1条第1項を満たさない場合は、事前にプログラム運営・FD委員会へご相談ください。                      |
| 移籍     | 所属プログラムを移籍することです。専攻医は原則として1つの後期研修プログラムで一貫した研修を受けなければなりません。やむを得ない理由がある時に認められます。  | 移籍予定日より前(※)                    | 後期研修移籍申請書                                      | 審査あり  | 移籍先のプログラム責任者と十分に協議してください。  |
| 休止     | プログラムに所属しながら研修を一時的にまとめた期間休むことです。(1)病気の療養、(2)産前・産後休業、(3)育児休業、(4)介護休業、(5)その他、家族の問題などやむを得ない理由で認められます。休止日数が通算120日を超えたときは、不足する研修期間を延長して研修しなければ修了できません。 | プログラム責任者の判断によるもので、学会への届出は不要です。 |  |       | 休止期間の日数カウントにプログラム(勤務施設)で定めている休日(土、日、祝日など)、有給休暇や夏休みなどの年次休暇は含みません。 |
| 中断     | 研修を修了せずにプログラムから離脱することです。専攻医の求めに応じてそれまでの研修履歴を記載した後期研修中断証(細則第5条参照)を交付してください。後日、後期研修を再開する時に必要になります。  | 中断が決まったら速やかに                   | 後期研修中断届出書                                      | 届出のみ  |  |
| 再開     | 後期研修を中断した者が、同じまたは別のプログラムで研修を再開することです。後期研修中断証の記載を勘案してその後の研修内容と期間を決めることができます。   | 再開が決まったら速やかに                   | 後期研修再開届出書                                      | 届出のみ  |  |
| 延長     | 所属プログラムの規定する研修年限を超えて研修期間を延長することです。  | 延長期間が始まるより前(※)                 | 後期研修延長申請書                                      | 審査あり  | 「休止」に伴う延長はプログラム責任者の判断によるものであり、申請不要です。                            |
| 修了     | 所属プログラムで規定する後期研修を修了することです。修了者には後期研修修了証(細則第9条参照)を交付してください。専門医認定審査に必須です。  | 修了したら速やかに                      | 後期研修修了届出書                                      | 届出のみ  |  |
| 異議申し立て | 後期研修登録に関する審査結果に異議がある場合、プログラム責任者または専攻医が理事長に異議を申し立てることができます。  | 事案発生後速やかに                      | 専攻医の登録に関する異議申立書                                | 再審査   |  |

※ 審査結果の通知は、申請書が学会に到着してから概ね2週間以内に行いますが、事情によって時間がかかる場合がありますので、余裕をもって提出してください。